

利島村離島高校生修学支援費補助金について

高校等のない利島では、離れた高校等に通学している
ご子息にかかる経済的な負担の軽減のために
独自の補助制度をご用意しています。



補助金額

年間48万円 (返済の必要はありません)

支給方法

年間2回、それぞれ24万円(4月から9月までの分と
10月から翌年3月までの分)を指定された口座にお
振込みします。



支給要件

- ・ご子息が利島村外の高等学校や特別支援学校に在学中であること
- ・保護者が利島村に現にお住まいであること
- ・保護者の所得が所得制限の範囲内であること

※所得制限限度額は、手当を受け取る人の前年12月31日時点での税法上の
扶養親族等の数に応じて設定されており、具体的には以下のとおりです。
詳細は裏面をご覧ください。

扶養親族等の数	所得額	収入額
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002.1万円
5人	812万円	1,042.1万円



**現在児童手当を受給していて、金額が児童一人当たり
1万円又は1万5,000円であれば無条件で所得制限の範囲内です**

手続きの際に必要なもの

- ・利島村離島高校生修学支援費補助金申請書(様式第1号)
- ・下宿・寮及び借家等住居に係る契約書
又は下宿・入寮等入居証明書(様式第4号又は様式第5号)と契約書に類するもの写し
- ・ご子息の高等学校等の在学証明書
- ・保護者の所得が分かる書類(直近の課税証明書や源泉徴収票など)
- ・印鑑

住民税が利島村で課税されている場合には、保護者の所得が分かる書類は不要です

利島村離島高校生修学支援費補助金の 所得制限限度額はどのようにわかりますか？

(1) 計算方法[児童手当法施行令第3条]

●下の計算式にあてはめ、受給者の直近の所得額から控除額と8万円を引いて、「A」の額を出し、この金額を所得制限限度額と比較します。

●控除額のうち、障害者控除、寡婦(夫)控除、勤労学生控除は、各27万円です。ただし、特別障害者控除は40万円、特別寡婦控除は35万円です。」

所得額

控除額

8万円

A

施行令に定め
る控除額

所得制限限度額と比較

次の所得額の合計

- ・総所得(※1)
- ・退職所得
- ・山林所得
- ・土地等に係る
事業所得等
- ・長期譲渡所得
- ・短期譲渡所得
- ・先物取引に係る
雑所得
- ・条例適用利子等
- ・条例適用配当等

次の控除額の合計

- ・雑損控除
- ・医療費控除
- ・小規模企業共済等
掛金控除額
- ・障害者控除
27万円(特別40万円)
- ・寡婦(夫)控除
27万円(特別35万円)
- ・勤労学生控除
27万円

※1 総所得

給与所得(※2)、事業所得、利子所得、配当所得、
不動産所得、一時所得、雑所得の合計額です。

※2 給与所得とは、給与支払額ではありません。

源泉徴収票では、「給与所得控除後の金額」欄の
金額です。

(2) 所得制限限度額[児童手当法施行令第1条]

扶養親族等の人数	→	所得制限額
0人	622万円+0万円	622万円
1人	622万円+1人×38万円	660万円
2人	622万円+2人×38万円	698万円
3人	622万円+3人×38万円	736万円
4人	622万円+4人×38万円	774万円

●(1)で計算した「A」の額と所得制限限度額とを比較します。

●所得制限限度額は上の表のように、扶養親族等の人数で異なります。

●扶養親族等の人数、1人につき38万円を622万円に加算した額が所得制限限度額です。ただし、扶養親族等が老人控除対象配偶者・老人扶養親族に該当する場合の加算額は、1人につき44万円です。

●上の表では4人までを表示していますが、5人以上でも同様の計算です。

●扶養人数は、前年12月31日時点の人数です。今年1月1日以降に生まれた児童等、今年になって新たに扶養された者は除きます。